

ME

第41回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都品川区西五反田七丁目22番17号
TOCビル 13階特別ホール
130・131・132号室

■ 第41回定時株主総会招集ご通知……………1 (提供書面)	
■ 事業報告……………3	
■ 連結計算書類……………21	
■ 計算書類……………24	
■ 監査報告書……………27	
■ 株主総会参考書類……………30	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金 贈呈及び役員退職慰労金制度 廃止に伴う打ち切り支給の件	
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式 報酬等の額及び内容決定の件	

株式会社 **マイスターエンジニアリング**

証券コード：4695

証券コード 4695
平成27年6月5日

株主各位

(本店) 千葉県美浜区中瀬一丁目3番地
(東京本社) 東京都品川区西五反田七丁目19番1号
株式会社 **マイスターエンジニアリング**
取締役社長 **西野好彦**

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都品川区西五反田七丁目22番17号
TOCビル 13階特別ホール 130・131・132号室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第41期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
 - 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

1.本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.mystar.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

2.当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。受付開始時刻は午前9時を予定しております。

3.株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mystar.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動で、個人消費などが低調に推移したものの、政府の経済対策や日銀の金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢の改善、輸出や生産の持ち直し、株価の上昇など、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で建設・製造業界を中心に、コストアップ・人手不足が深刻化してきております。

このような状況の下、当社グループは、さらなる事業拡大に向けて、「確かな技術で自信のサービス」をモットーに、お客様の多様な課題を解決すべくソリューション力のより一層の強化を図り、企業価値向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,568百万円（前期比1.0%増）となりました。営業利益は784百万円（前期比13.0%増）、経常利益は780百万円（前期比12.0%増）、当期純利益は373百万円（前期比6.7%増）の増収増益となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

メカトロ関連事業

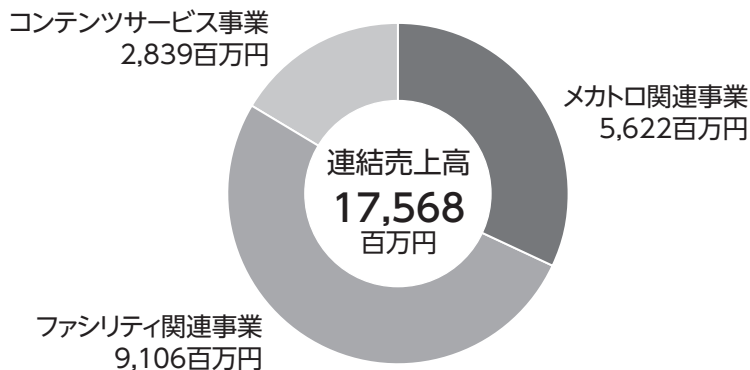
メカトロ関連事業におきましては、自動車やパワーエレクトロニクス分野での事業拡大、設計・開発業務など高付加価値業務へのビジネス転換、食品検査装置の受注増によるエンジニアリング業務の拡大により、売上高は5,622百万円（前期比6.1%増）となりました。

ファシリティ関連事業

ファシリティ関連事業におきましては、ビルメンテナンス分野での競争激化等厳しい環境にあったものの、業務の効率化を推進するとともに、大型宿泊施設の総合管理業務、空調設備のリニューアル・LED照明設備などの大口施工案件を含め相応の工事を受注いたしました。一方、新エネルギー分野における産業用太陽光発電システムの施工案件が伸び悩んだことにより、売上高は9,106百万円（前期比2.2%減）となりました。

コンテンツサービス事業

コンテンツサービス事業におきましては、主軸業務であるホール関連事業が堅調に推移し、売上高は2,839百万円（前期比1.9%増）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度については、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

金融機関から借入金により必要資金の調達を行い、当連結会計年度末借入金は前期に比べて92百万円増加し、445百万円となりました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成26年5月1日に、当社のホテル事業を吸収分割により100%子会社である株式会社マイスターホテルマネジメントに承継させました。

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、消費増税の影響が一巡したことや雇用・所得環境の改善が続くなか、景気の回復基調が継続するものと期待されますが、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れ等がリスクとなっており、予断を許さない状況が予想されます。

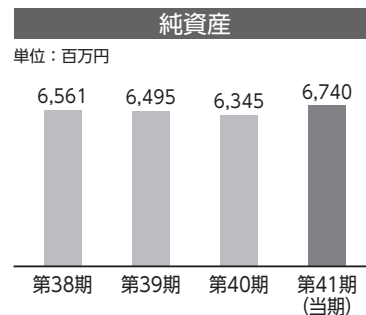
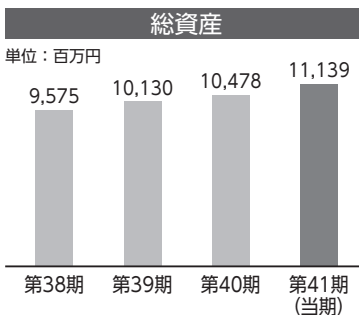
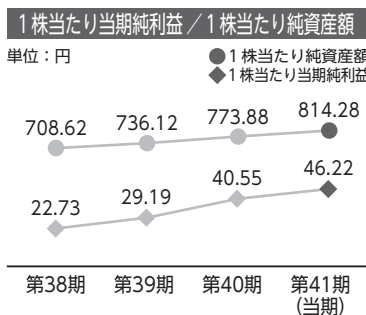
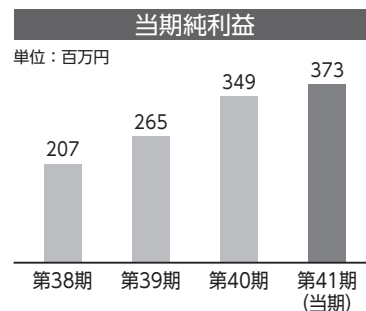
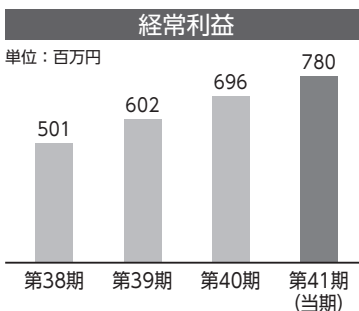
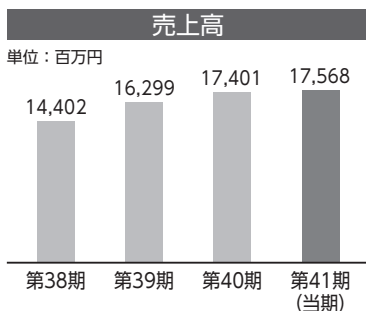
当社グループは、これまでに培ったノウハウを基盤に、多種多様な人財を擁する技術者集団として、多面的なアウトソーシングビジネスを展開してまいります。また、グループ各社が独自の技術力によりお客様の“ソリューションパートナー”として、お客様の抱える課題の解決に全力で貢献できるよう運営してまいります。

- ① メカトロ関連事業におきましては、既存ビジネスの取引拡大に加え、高付加価値技術力で、お客様の期待を超える技術クオリティの向上を目指すとともに、新しい技術領域である電子回路設計分野への進出・拡大を目指してまいります。
- ② ファシリティ関連事業におきましては、資格取得の取り組み等により、技術力、サービス品質を高め、永年培ってまいりましたビルマネジメントのノウハウとエネルギー関連技術により、建物の資産価値を向上する都市インフラ技術サービスを提供することで、お客様により一層ご満足いただけるよう事業展開を図ってまいります。
- ③ コンテンツサービス事業におきましては、魅力的なコンテンツ制作を通じて文化事業の価値向上に貢献するとともに、主軸のホール関連事業の維持・拡大及びイベント・放送メディア関連事業のさらなる業容拡大・強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第 38 期 (平成24年 3 月期)	第 39 期 (平成25年 3 月期)	第 40 期 (平成26年 3 月期)	第 41 期 (当連結会計年度 平成27年 3 月期)
売上高 (千円)	14,402,179	16,299,917	17,401,142	17,568,877
経常利益 (千円)	501,361	602,112	696,652	780,315
当期純利益 (千円)	207,307	265,064	349,716	373,216
1 株当たり当期純利益 (円)	22.73	29.19	40.55	46.22
総資産 (千円)	9,575,644	10,130,210	10,478,950	11,139,660
純資産 (千円)	6,561,073	6,495,163	6,345,153	6,740,481
1 株当たり純資産額 (円)	708.62	736.12	773.88	814.28



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) マ イ ス タ ー 60	10百万円	60%	建築設備等のメンテナンス及び人材派遣・紹介
(株)シグマコミュニケーションズ	100百万円	100%	スタジオ・ホール運営管理及び放送関連事業
アビサービス(株)	10百万円	100%	製造設備等のメンテナンス
栄信電気工業(株)	20百万円	100%	電気設備の設計、施工
(株)蒼設備設計	10百万円	100%	建築設備の設計、監理
E x.(株)	45百万円	100%	電子部品の設計、開発、製造
(株)マイスターファシリティ	10百万円	100%	建築設備等のメンテナンス及び清掃
(株)クサツエストピアホテル	100百万円	97%	ホテル運営管理及び商業施設賃貸
(株)ウイズミー	50百万円	100%	太陽光発電施工技術者育成
(株)マイスターホテルマネジメント	10百万円	100%	ホテル運営管理
(株)エムイーホテルズ	10百万円	100%	ホテル及び商業施設の保有

(注) 平成27年1月19日付でE x.(株)の株式を取得し、100%子会社といたしました。

(8) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業セグメントの名称	事業の内容	構成会社
メカトロ関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体製造装置・液晶製造装置・医療電子機器・各種産業機械の試験調整、メンテナンス業務 ・自動車・自動車関連部品の設計、評価、実験業務 ・電子部品の設計、開発、製造 ・上記に係る技術者等の派遣、養成、人材紹介業務 	<p>当社 アビサービス(株) E x.(株)</p>
ファシリティ関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・ショッピングセンター等の常駐施設管理、点検整備・巡回点検等のメンテナンス業務、清掃・警備業務 ・建築設備全般の設備更新、増設、改良工事、修理、省エネルギー化工事等のエンジニアリング業務 ・ホテル運営、商業施設の賃貸業務 ・電気設備の設計、施工 ・太陽光発電設備の施工、販売業務 ・省エネ設備の導入・改善コンサルティング業務 ・建築設備の設計、監理 ・上記に係る技術者等の派遣、人材紹介業務 	<p>当社 (株)マイスター60 栄信電気工業(株) (株)着設備設計 (株)マイスターファシリティ (株)クサツエストピアホテル (株)ウイズミー (株)マイスターホテルマネジメント (株)エムイーホテルズ</p>
コンテンツサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジオ・ホール・会議場の運営管理、イベントのプロデュース業務 ・放送技術サポート、放送・通信設備の保守管理業務 ・上記に係る技術者等の派遣、人材紹介業務 	<p>(株)シグマコミュニケーションズ</p>

(9) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

① 当社

本 店	千葉県美浜区
本 社	東京本社：東京都品川区、大阪本社：大阪市北区
ME技術センター	千葉県佐倉市
営 業 所 等	千葉県佐倉市、千葉県美浜区、仙台市青葉区、東京都江東区、東京都大田区、東京都渋谷区、東京都小平市、名古屋市北区、愛知県刈谷市、京都市山科区、大阪市北区、大阪市淀川区、神戸市東灘区、滋賀県草津市、熊本市東区

② 子会社

(株)マイスター60	本社：東京都品川区、大阪事業所：大阪市北区
(株)シグマコミュニケーションズ	本社：東京都品川区
アビサービス(株)	本社：東京都品川区
栄信電気工業(株)	本社：さいたま市北区
(株)着設備設計	本社：東京都品川区
E.x.(株)	本社：川崎市高津区
(株)マイスターファシリティ	本社：東京都品川区
(株)クサツエストピアホテル	本社：滋賀県草津市
(株)ウイズミー	本社：東京都品川区
(株)マイスターホテルマネジメント	本社：東京都品川区
(株)エムイーホテルズ	本社：東京都品川区

(10) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
メカトロ関連事業	585名	41名増
ファシリティ関連事業	666名	16名減
コンテンツサービス事業	445名	22名増
全社（共通）	100名	増減なし
合計	1,796名	47名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
819名	12名増	34.3歳	8.4年

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	409,750千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 36,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 9,125,000株
 (3) 株主数 4,358名（前期末比 344名増）
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
平野茂夫	1,595,300株	19.11%
ME社員持株会	484,457株	5.80%
伊藤忠商事株式会社	482,000株	5.77%
株式会社千葉銀行	416,900株	4.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	383,700株	4.60%
大阪中小企業投資育成株式会社	252,000株	3.02%
日本電子株式会社	175,000株	2.10%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	144,200株	1.73%
第一生命保険株式会社	120,000株	1.44%
東京海上日動火災保険株式会社	105,000株	1.26%

- (注) 1. 当社は自己株式を776,319株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 自己株式には、従業員持株会支援信託E S O Pの信託口である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式240,900株は含まれておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	平野茂夫	(株)マイスター60代表取締役会長
取締役社長 (代表取締役)	西野好彦	事業部門長 栄信電気工業(株)代表取締役社長 (株)エムイーホテルズ代表取締役社長 E x.(株)代表取締役会長
常務取締役	三宮幸一	管理部門長 (株)マイスター60代表取締役社長 (株)ウイズミー代表取締役社長
取締役	鈴木利雄	(株)シグマコミュニケーションズ代表取締役社長
取締役	古谷敏之	ファシリティ西日本事業部長 (株)マイスターファシリティ代表取締役社長
取締役	西尾卓哉	副事業部門長
常勤監査役	川崎亮一	
監査役	椋田陽一	椋田会計事務所所長
監査役	米田秀実	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 田淵電機(株)社外監査役
監査役	鈴木一弘	ちばぎんコンピューターサービス(株)常務取締役

- (注) 1. 平成26年6月27日開催の第40回定時株主総会において、取締役には平野茂夫、西野好彦、三宮幸一及び鈴木利雄の各氏が再選され、古谷敏之及び西尾卓哉の両氏が新たに選任され、また監査役に川崎亮一氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 監査役椋田陽一氏、米田秀実氏及び鈴木一弘氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役椋田陽一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役椋田陽一氏は、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。
4. 監査役米田秀実氏は、法務に関する高度な知見を有しております。
5. 監査役鈴木一弘氏は、経営に関する高い見識と豊富な経験を有しております。

6. 当期中に退任した取締役及び監査役は、以下のとおりです。

氏名	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況	退任事由	退任年月日
菊地 幸雄	取締役相談役	任期満了	平成26年6月27日
梅沢 芳幸	取締役	任期満了	平成26年6月27日
木村 喬司	常勤監査役	辞任	平成26年6月27日

7. 平成27年5月1日付で取締役の役職等を変更しております。

- ・西野好彦氏は、代表取締役社長兼事業部門長兼栄信電気工業(株)代表取締役社長兼(株)エムイーホテルズ代表取締役社長兼 E x.(株)代表取締役会長兼アドバイザー(株)代表取締役社長であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	8名	82,106千円
監査役	5名	14,950千円
(内 社外監査役)	(3名)	(8,450千円)
合計	13名	97,056千円

- (注) 1. 上記員数には、平成26年6月27日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第32回定時株主総会において、1事業年度180百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額9,021千円（取締役7,871千円、監査役1,150千円）を含んでおります。
5. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第32回定時株主総会において、1事業年度24百万円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第40回定時株主総会決議に基づき、退任取締役3名に対し35,000千円、退任監査役1名に対し500千円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役椋田陽一氏は、椋田会計事務所所長を兼務しております。当社と椋田会計事務所との間に重要な取引関係はありません。
 - ・ 監査役米田秀実氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士を兼務しております。当社は弁護士法人淀屋橋・山上合同との間に法律顧問契約を締結しております。
 - ・ 監査役鈴木一弘氏は、ちばぎんコンピューターサービス株式会社常務取締役を兼務しております。当社とちばぎんコンピューターサービス株式会社との間に重要な取引関係はありません。なお、同社の親会社である株式会社千葉銀行は、当社の大株主（持株比率4.99%）であります。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役米田秀実氏は、田淵電機株式会社社外監査役を兼務しております。当社と田淵電機株式会社との間に重要な取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 椋田 陽一	12回	92%	13回	100%
監査役 米田 秀実	11回	85%	11回	85%
監査役 鈴木 一弘	13回	100%	13回	100%

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 監査役椋田陽一氏は、必要に応じ財務及び会計の専門的見地から発言を行っております。
- ・ 監査役米田秀実氏は、必要に応じ弁護士として培われた高度な見識から発言を行っております。
- ・ 監査役鈴木一弘氏は、必要に応じ経営に関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社とは独立した立場で、かつ高い見識に基づき当社経営について適切な監督・助言ができる社外取締役を人選してまいりました。当期中にはふさわしい人材を確保するには至らなかったものの、本年6月開催予定の定時株主総会には2名の社外取締役選任を提案する予定であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,500千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デュレリジェンス業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります（平成27年5月1日改訂）。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

当社は、取締役会の定める規程に従い、取締役会議事録その他取締役の職務執行及び意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。）を作成し、これを文書管理規程その他関連社内規程の定めに基づき保存及び管理します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループのリスク管理全体を統括する組織として、社長の任命する取締役を委員長、経営会議メンバーを委員とし、リスク管理統括部署の長を事務局長とするリスク管理委員会を設置しております。
- ② リスク管理委員会は、グループリスク管理方針を定め、リスクの把握、分析及び管理に当たります。
- ③ 管理部門はリスク管理方針に基づきリスクの軽減を目的として教育計画を作成し、定期及び随時に教育を実施します。
- ④ 有事においては、社長を本部長とする緊急対策本部が統括し、有事対応マニュアルに従い対応することとします。

(3) 取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

- ① 取締役会は、当社グループの一定期間の経営計画を作成し、経営計画に沿った当該事業年度毎の事業計画と予算を策定します。
- ② 社長は、取締役の職務執行の効率性を確保するために、効率的に各取締役に担当業務を分担させ、事業計画の進捗並びに予算及び実績を定期的に確認するとともに、各取締役の職務執行の効率性につき定期的に確認及び評価を行うものとします。
- ③ 社長は、内部監査室長に指示して、当社グループの内部統制システムの整備状況及び業務運営の準拠性、効率性又は経営資料の正確性、妥当性を検討・評価させ、報告させることにより、内部統制システムの構築、経営の合理化、業務の改善、資産の保全に万全を期します。
- ④ 当社グループの管理部門担当責任者は、グループ連絡会議において相互に情報交換を行い、効率的な事業運営を行うものとします。

(4) 財務報告の適正を確保するための体制

- ① 当社は、適切な財務報告を迅速に行うことを目的として、財務報告に係る内部統制の構築すべき範囲及び水準等を定め、組織内の全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて、財務報告に係る当社グループ内部統制体制を整備します。
- ② 当社は、財務報告に係る内部統制に何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ります。

(5) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社長の任命する取締役を委員長とするコンプライアンス委員会により、コンプライアンス基本規程に基づきコンプライアンス基本方針を策定し、コンプライアンスの確保を図ります。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに係る当社グループ共通の手引書「コンプライアンス・ガイドブック」によって、当社及び当社グループの社員にコンプライアンスの徹底を図ります。
なお、監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、本委員会審議について監査に当たるとともに、意見を述べることにします。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力・団体に対して、法令に則し毅然とした態度で臨むとともに、契約書や取引約款に排除条項を導入するよう努め、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認します。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、リスク管理基本規程を定め、社長又は社長の任命する者を統括管理責任者、各部門の責任者をリスク管理責任者として、当社グループのリスク管理に関わる事項を担当させます。
- ② リスク管理委員会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備を所管します。
- ③ 当社は、当社グループを関係会社管理規程に基づき管理します。関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、事業内容について定期的に報告を受けるとともに、重要案件については事前協議を行うことにします。
- ④ 当社は、当社グループの経営会議及び事業推進会議において、業務の執行状況を監視するとともに、具体的な経営課題を明らかにし、その進捗を管理することによって、業務の適正を確保します。
- ⑤ 内部監査室は、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備状況について、定期的に監査を行い社長に報告します。
- ⑥ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、事業推進会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議

書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役員又は担当責任者にその説明を求めることとします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の独立性

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理部門に所属する使用人を当該職務の補助に当たさせます。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人は、その業務につき取締役の指揮命令を受けないものとします。
- ③ 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、評価、懲戒等については監査役の意見を聴取し、尊重することといたします。

(8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査の実効的な実施を確保するための体制

- ① 当社グループの役員及び内部監査業務を担当する使用人は、当社グループにおいて著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
- ② コンプライアンスに反する行為を発見した当社グループ役員及び使用人等は、上司又はコンプライアンス責任者若しくは総務人事部長又は内部監査室長に報告します。なお、当該報告者を保護するために、報告内容を守秘し、報告者に対する不当な取り扱いや報復行為を禁止することといたします。上記の報告を受けた者は、直ちに監査役に、その内容を通知することとします。
- ③ 年度監査計画に基づき、当社及び関係会社の取締役及び担当責任者はその業務執行状況について監査役に報告を行うこととします。
- ④ 監査役は、会計監査人から法令に基づくものを含めて、会計監査内容について報告及び説明を受けるとともに、情報交換を行うなどして相互の連携を強化します。
- ⑤ 監査役は必要に応じて、弁護士、その他の外部の専門家に相談又は委嘱をすることができます。
- ⑥ 外部の専門家に対して支払うべき費用その他監査役職務執行について生ずる費用又は債務は、監査役職務を補助すべき使用人による支出を含め、当該費用が監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当会社の負担とし、監査役の請求に基づき、当社は当該費用を支払い、監査役が負担した当該費用を監査役に対して償還します。

7. 剰余金の配当等に対する考え方

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、長期安定的な配当を継続することを基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案して、剰余金の配当を行ってまいります。

また、内部留保金につきましては、今後の市場競争力を強化し、収益力の向上を図るために、M&A等を含めた技術力、営業基盤の強化に充当してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,982,101	流動負債	2,826,873
現金及び預金	3,775,985	買掛金	1,148,230
受取手形及び売掛金	2,843,426	一年内返済長期借入金	6,564
未成工事支出金	79,410	リース債務	13,512
仕掛品	28,163	未払費用	309,436
原材料及び貯蔵品	21,577	未払法人税等	143,510
繰延税金資産	171,174	未払消費税等	392,002
その他	68,809	賞与引当金	377,321
貸倒引当金	△6,446	役員賞与引当金	12,000
固定資産	4,157,558	その他	424,294
有形固定資産	2,367,527	固定負債	1,572,305
建物及び構築物	1,143,160	長期借入金	439,049
機械及び装置	5,562	リース債務	23,011
車両運搬具	695	繰延税金負債	7,144
工具、器具及び備品	41,340	役員退職慰労引当金	70,957
土地	1,100,101	退職給付に係る負債	833,656
リース資産	31,715	資産除去債務	52,914
建設仮勘定	44,952	預り保証金	125,686
無形固定資産	160,419	その他	19,885
のれん	122,177	負債合計	4,399,178
借地権	7,513	純資産の部	
リース資産	2,900	株主資本	6,544,760
その他	27,828	資本金	981,662
投資その他の資産	1,629,611	資本剰余金	958,331
投資有価証券	760,445	利益剰余金	5,145,742
出資金	101,660	自己株式	△540,976
破産更生債権等	30,384	その他の包括利益累計額	57,252
差入保証金	203,937	その他有価証券評価差額金	123,251
繰延税金資産	322,315	退職給付に係る調整累計額	△65,998
その他	241,252	少数株主持分	138,468
貸倒引当金	△30,384	純資産合計	6,740,481
資産合計	11,139,660	負債・純資産合計	11,139,660

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		17,568,877
売上原価		14,795,068
売上総利益		2,773,809
販売費及び一般管理費		1,989,374
営業利益		784,434
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,292	
受取補償金	8,789	
匿名組合投資利益	2,483	
その他	17,147	36,712
営業外費用		
支払利息	5,885	
支払補償費	9,882	
匿名組合投資損失	19,281	
その他	5,781	40,831
経常利益		780,315
特別損失		
投資有価証券評価損	41,692	
減損損失	1,848	
その他の投資評価損	23,033	66,574
税金等調整前当期純利益		713,741
法人税、住民税及び事業税	296,410	
法人税等調整額	30,341	326,752
少数株主損益調整前当期純利益		386,988
少数株主利益		13,772
当期純利益		373,216

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	981,662	958,331	4,869,003	△576,475	6,232,521
会計方針の変更による累積的影響額			28,753		28,753
会計方針の変更を反映した当期首残高	981,662	958,331	4,897,756	△576,475	6,261,274
当期変動額					
剰余金の配当			△125,230		△125,230
当期純利益			373,216		373,216
自己株式の取得				△14	△14
自己株式の処分				35,513	35,513
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	247,985	35,499	283,485
当期末残高	981,662	958,331	5,145,742	△540,976	6,544,760

	その他の包括利益累計額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	49,241	△62,666	△13,424	126,056	6,345,153
会計方針の変更による累積的影響額					28,753
会計方針の変更を反映した当期首残高	49,241	△62,666	△13,424	126,056	6,373,906
当期変動額					
剰余金の配当					△125,230
当期純利益					373,216
自己株式の取得					△14
自己株式の処分					35,513
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	74,009	△3,332	70,677	12,412	83,089
当期変動額合計	74,009	△3,332	70,677	12,412	366,574
当期末残高	123,251	△65,998	57,252	138,468	6,740,481

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,870,699	流動負債	1,864,064
現金及び預金	1,676,661	買掛金	920,266
受取手形	137,782	リース債務	10,645
売掛金	1,810,259	未払金	196,255
未成工事支出金	24,407	未払費用	159,639
仕掛品	18,404	未払法人税等	17,726
原材料及び貯蔵品	4,879	未払消費税等	191,539
繰延税金資産	119,888	前受金	20,419
その他	80,515	賞与引当金	300,100
貸倒引当金	△2,100	役員賞与引当金	12,000
		その他	35,473
固定資産	4,564,126	固定負債	1,253,373
有形固定資産	2,084,306	長期借入金	409,750
建物	856,324	リース債務	21,105
構築物	46,340	退職給付引当金	690,998
機械及び装置	5,562	役員退職慰労引当金	70,957
車両運搬具	70	資産除去債務	36,927
工具、器具及び備品	20,959	預り保証金	5,155
土地	1,082,928	その他	18,479
リース資産	27,168		
建設仮勘定	44,952	負債合計	3,117,438
無形固定資産	23,733	純資産の部	
借地権	7,513	株主資本	5,242,195
リース資産	2,900	資本金	981,662
その他	13,320	資本剰余金	958,331
		資本準備金	956,962
投資その他の資産	2,456,086	その他資本剰余金	1,369
投資有価証券	660,656	利益剰余金	3,843,177
関係会社株式	1,191,641	利益準備金	81,000
出資金	100,050	その他利益剰余金	3,762,177
破産更生債権等	29,088	別途積立金	3,650,000
差入保証金	142,229	繰越利益剰余金	112,177
繰延税金資産	238,906	自己株式	△540,976
その他	122,602	評価・換算差額等	75,192
貸倒引当金	△29,088	その他有価証券評価差額金	75,192
資産合計	8,434,825	純資産合計	5,317,387
		負債・純資産合計	8,434,825

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,415,405
売上原価		9,093,416
売上総利益		1,321,988
販売費及び一般管理費		1,056,442
営業利益		265,545
営業外収益		
受取利息及び配当金	92,712	
経営指導料	90,654	
受取補償金	8,789	
匿名組合投資利益	2,483	
その他	14,919	209,560
営業外費用		
支払利息	6,293	
支払補償費	8,188	
匿名組合投資損失	19,281	
その他	5,593	39,357
経常利益		435,748
特別損失		
減損損失	1,848	
有価証券評価損	41,692	
その他の投資評価損	23,033	66,574
税引前当期純利益		369,174
法人税、住民税及び事業税	122,155	
法人税等調整額	35,386	157,541
当期純利益		211,632

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	981,662	956,962	1,369	958,331	81,000	3,650,000	436,805	4,167,805
会計方針の変更による 累積的影響額							28,753	28,753
会計方針の変更を反映した 当期首残高	981,662	956,962	1,369	958,331	81,000	3,650,000	465,558	4,196,558
当期変動額								
剰余金の配当							△125,230	△125,230
当期純利益							211,632	211,632
会社分割による減少							△439,782	△439,782
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△353,380	△353,380
当期末残高	981,662	956,962	1,369	958,331	81,000	3,650,000	112,177	3,843,177

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△576,475	5,531,323	39,284	39,284	5,570,607
会計方針の変更による 累積的影響額		28,753			28,753
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△576,475	5,560,076	39,284	39,284	5,599,360
当期変動額					
剰余金の配当		△125,230			△125,230
当期純利益		211,632			211,632
会社分割による減少		△439,782			△439,782
自己株式の取得	△14	△14			△14
自己株式の処分	35,513	35,513			35,513
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			35,908	35,908	35,908
当期変動額合計	35,499	△317,881	35,908	35,908	△281,973
当期末残高	△540,976	5,242,195	75,192	75,192	5,317,387

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

株式会社マイスターエンジニアリング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植木 貴幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マイスターエンジニアリングの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイスターエンジニアリング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

株式会社マイスターエンジニアリング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植木 貴幸 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マイスターエンジニアリングの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社マイスターエンジニアリング監査役会

常 勤 監 査 役 川 崎 亮 一 ㊟
社 外 監 査 役 椋 田 陽 一 ㊟
社 外 監 査 役 米 田 秀 実 ㊟
社 外 監 査 役 鈴 木 一 弘 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

これによる配当総額 83,486,810円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当社普通株式1株につき金15円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、また、業務執行取締役等でない取締役及び監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、取締役の責任免除及び監査役の責任免除に関する規定を新設するものです。

また、これに伴い現行定款第29条から第37条を各1条ずつ、現行定款第38条から第42条を各2条ずつ、それぞれ繰り下げるものであります。

なお、取締役の責任免除の規定新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(新 設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第29条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第29条～第37条（条文省略）	第30条～第38条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="293 247 607 275">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="365 371 459 399">(新 設)</p> <p data-bbox="160 662 480 689">第38条～第42条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="898 247 1212 275">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="777 314 991 341">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="765 344 1348 486">第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="846 489 1348 632">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="765 662 1109 689">第40条～第44条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の充実、取締役会の監督機能の強化並びに経営体制の拡充を図るため、社外取締役2名を含め3名を増員し、あわせて取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	^{ひらのしげお} 平野茂夫 (昭和18年1月10日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和49年6月 当社設立 代表取締役専務 昭和63年6月 当社代表取締役社長 平成2年2月 (株)マイスター60代表取締役社長 平成17年4月 当社代表取締役会長 平成19年4月 (株)マイスター60代表取締役会長（現任） 平成24年4月 当社取締役相談役 平成26年4月 当社代表取締役会長（現任）	1,595,300株
2	^{にしのよしひこ} 西野好彦 (昭和29年9月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和52年4月 (株)協和銀行（現(株)りそな銀行）入行 平成16年11月 当社入社 経営企画室長 平成17年6月 当社常務取締役ファシリティ事業本部長 平成19年4月 (株)マイスターファシリティ代表取締役社長 平成19年10月 (株)シグマコミュニケーションズ代表取締役社長 平成24年1月 栄信電気工業(株)代表取締役社長（現任） 平成24年4月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼内部統制推進・事業戦略推進担当 平成25年4月 当社取締役常務執行役員メカトロ事業本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長兼事業部門長兼(株)エムイーホテルズ代表取締役社長（現任） 平成27年1月 E x.(株)代表取締役会長（現任） 平成27年5月 アビサービス(株)代表取締役社長（現任）	29,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	三宮 幸一 <small>さん みや こういち</small> (昭和21年12月3日生) 再任	昭和46年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成20年7月 当社入社 人材総合センター統括部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員環境事業プロジェクト・太陽光発電事業プロジェクト担当兼人事部管掌 平成25年4月 当社取締役常務執行役員人事・人財開発担当 平成25年4月 (株)マイスター60代表取締役社長兼(株)ウイズミー代表取締役社長 (現任) 平成26年4月 当社常務取締役 管理部門長 (現任)	6,100株
4	古谷 敏之 <small>ふる たに としゆき</small> (昭和30年12月23日生) 再任	昭和53年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 入社 平成17年11月 パナソニック・ホームアプライアンス・タイ社長 平成20年5月 松下電器産業(株)電子レンジ事業部奈良工場長 平成22年8月 パナソニック・ブラジル取締役 平成25年6月 当社入社 平成25年10月 当社ファシリティ西日本事業部長 (現任) 平成26年6月 当社取締役兼(株)マイスターファシリティ代表取締役社長 (現任)	1,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	にし おたく や 西尾卓哉 (昭和44年2月11日生) 再任	昭和62年4月 当社入社 平成17年4月 当社メカトロ東日本事業部長 平成18年11月 (株)ウイズミー代表取締役社長 平成19年6月 当社執行役員メカトロ東日本事業部長 平成22年6月 当社執行役員環境事業プロジェクト統括部長 平成24年4月 当社執行役員ファシリティ・環境事業本部 新エネルギー事業部長 平成25年5月 当社執行役員メカトロ事業本部副本部長 平成26年4月 当社副事業部門長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	8,100株
6	やま がた とし き 山形俊樹 (昭和33年5月7日生) 新任	昭和57年4月 (株)長谷川工務店(現(株)長谷工コーポレーション)入社 平成9年9月 長谷工ハワイインク副社長 平成16年10月 (株)サンダンス・リゾート入社 平成17年11月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社代表取締役 平成25年11月 当社入社 平成26年4月 (株)蒼設備設計取締役 平成27年4月 当社ファシリティ東日本事業部長兼(株)蒼設備設計代表取締役社長(現任)	0株
7	たけ うち よし のり 竹内良典 (昭和33年10月28日生) 新任	昭和57年4月 (株)千葉銀行入行 平成17年10月 同行人事部部次長 平成19年10月 同行新宿支店長 平成21年4月 同行浦安支店長 平成23年6月 同行執行役員中央支店長 平成25年6月 ちばぎんリース(株)常務取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	まつ い かつ ひろ 松 井 克 浩 (昭和39年9月24日生) 社 外 新 任	平成2年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成22年11月 松井公認会計士事務所開設（現任） 平成23年5月 さくら萌和有限責任監査法人 代表社員（現任） 平成27年3月 大阪市社会福祉審議会臨時委員（現任）	0株
9	おお たに なお き 大 谷 直 樹 (昭和49年5月27日生) 社 外 新 任	平成11年4月 弁護士登録 平成11年4月 飯沼総合法律事務所入所 平成13年10月 西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 平成19年7月 ユニゾン・キャピタル(株)入社 平成20年1月 同社ディレクター（現任） 平成21年2月 (株)コスモスライフ（現 大和ライフネクスト(株)）社外取締役 平成22年5月 (株)エムケーキャピタルマネージメント（現(株)イデラキャピタルマネジメント）社外取締役 平成23年12月 ミニット・アジア・パシフィック(株)社外取締役（現任） 平成27年2月 日本企業経営パートナーズ法律事務所 代表弁護士（現任）	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成27年3月31日現在の株式数を記載しております。
3. 松井克浩氏は社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏につきましては、公認会計士及び税理士として培った豊富な知識・経験と独立した客観的な立場から適切な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンスの更なる強化をはかることができると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社は上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (2) 第2号議案が原案どおり承認され、また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
- (3) 同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、当社の独立役員となる予定であります。
4. 大谷直樹氏は社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏につきましては、弁護士として培った高い見識と企業経営者としての豊富な経験と独立した客観的な立場から適切な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンスの更なる強化をはかることができると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 第2号議案が原案どおり承認され、また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
- (3) 同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、当社の独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役米田秀実氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
よねだ ひでみ 米田 秀実 (昭和31年12月24日生)	昭和60年4月 弁護士登録 昭和60年4月 淀屋橋合同法律事務所(現 弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所(現任) 平成5年6月 田淵電機(株)社外監査役(現任) 平成16年6月 当社監査役 平成20年4月 大阪弁護士会副会長 平成23年6月 当社監査役(現任)	0株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>		

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者が所有する当社の株式数は、平成27年3月31日現在の株式数を記載しております。
 3. 米田秀実氏は社外監査役候補者であります。

(1) 同氏につきましては、弁護士として培われた専門的な知識と法曹界での長年に亘る豊富な経験と、当社及び他社監査役の経験を活かし当社監査役としての役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。

同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社は上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(2) 同氏は現に当社の監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。

(3) 第2号議案が原案どおり承認され、また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役を退任されます鈴木利雄氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鈴木利雄	平成19年6月 当社取締役に就任（現任）

また、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、平成27年5月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決定いたしました。

これに伴いまして、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますことを条件として、再任される取締役5名及び監査役1名並びに任期途中の監査役3名に対し、これまでの労に報いるため、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で、退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

支給時期は取締役又は監査役の退任時とし、具体的金額、方法等は、取締役ににつきましては取締役会に、また監査役ににつきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の氏名、略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ひらの しのぶ 茂夫	昭和49年6月 当社設立 代表取締役専務 昭和63年6月 当社代表取締役社長 平成17年4月 当社代表取締役会長 平成24年4月 当社取締役相談役 平成26年4月 当社代表取締役会長（現在に至る）
にし の よし ひこ 西 野 好 彦	平成17年6月 当社常務取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員 平成26年4月 当社代表取締役社長（現在に至る）
さん みや こう いち 三 宮 幸 一	平成22年6月 当社取締役常務執行役員 平成26年4月 当社常務取締役（現在に至る）
ふる たに とし ゆき 古 谷 敏 之	平成26年6月 当社取締役（現在に至る）
にし お たく や 西 尾 卓 哉	平成26年6月 当社取締役（現在に至る）
かわ さき りょう いち 川 崎 亮 一	平成26年6月 当社常勤監査役（現在に至る）
むく だ よう いち 椋 田 陽 一	平成16年6月 当社監査役（現在に至る）
よね だ ひで み 米 田 秀 実	平成23年6月 当社監査役（現在に至る）
ます き かず ひろ 鈴 木 一 弘	平成24年6月 当社監査役（現在に至る）

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「退職慰労金」により構成されていましたが、取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する役員報酬制度の見直しの一環として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役を対象に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成18年6月29日開催の第32回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額180百万円以内）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は6名であります。第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は、社外取締役を除き7名となります。

また、本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬体系は、固定報酬及び変動報酬から構成され、かつ報酬の一部を株式報酬とする、業績連動型報酬体系に移行することになります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、業績目標等を達成した場合、当該信託を通じて役員報酬として当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として取締役の退任時（※）となります。

（※）一定の非違行為を原因として解任されたものは、当社株式等の交付等を受けることはできません。

(2) 本制度における報酬額の上限

当社は、連続する5事業年度の期間（以下「対象期間」という。）（※1）ごとに合計100百万円を上限とする金銭（※2）を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。

（※1）当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とします。

（※2）信託に拠出する金銭は、本信託による株式取得資金及び信託費用の合算金額となります。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間（5年間）だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、合計100百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数の付与を継続します。その場合、延長前の信託期間末日に本信託内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、100百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に對するポイント数の付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役が交付等が行われる当社株式等の算定方法と上限

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、毎事業年度の業績目標等の達成度に応じたポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株とし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。取締役には、取締役の退任時に付与されたポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

取締役が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、33,300ポイントとします。また、本信託が対象期間ごとに取得する当社株式の株数は、かかる1年当たりのポイント数の総数の上限（33,300ポイント）に信託期間の年数5を乗じた数に相当する株式数（166,500株）を上限とします。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、その退任後に、退任時までに付与されていたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式について本信託から交付を受け、また、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

※制度対象者である取締役が在任中に死亡した場合、死亡時までに付与されたポイント数に応じた数の当社株式等について、速やかに当該取締役の相続人が本信託から交付等を受けるものとします。

(ご参考)

本制度の詳細については、当社平成27年5月26日付適時開示資料「役員退職慰労金制度の廃止及び取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(下記)をご参照下さい。

【当社平成27年5月26日付適時開示資料の抜粋】

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社はこのたび、役員報酬制度見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結時をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを本株主総会に付議いたします。なお、退職慰労金の打ち切り支給時期は、各取締役または各監査役が当社の取締役または監査役を退任した時といたします。

2. 役員報酬制度の見直し

役員報酬制度の見直しにより、取締役の報酬体系は、固定報酬と変動報酬から構成され、かつ報酬の一部を株式報酬とする、業績連動型報酬体系に移行いたします。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬体系については、固定報酬のみで構成されます。

3. 業績連動型株式報酬制度の導入

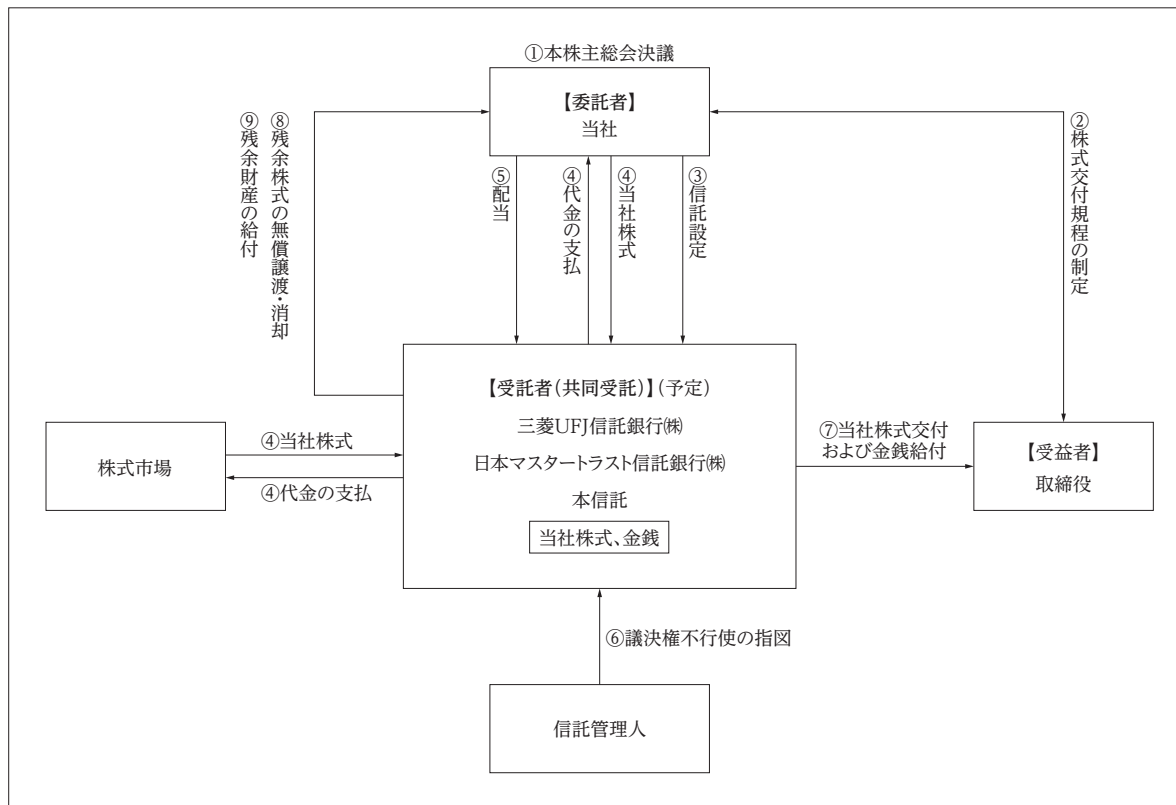
(1) 当社は、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

(2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件といたします。

(3) 本制度としては、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標等の達成度に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が取締役の退任時に交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬型の役員報酬です。

(4) 当社は、本信託の信託期間が満了した場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

4. 本制度の概要



- ① 当社は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績目標等の達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中の毎事業年度における業績目標等の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の業績目標等の達成度に応じて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

（※）信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）参照）には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けられることができるポイント数（下記（5）に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、退任後に、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 対象期間中に取締役であること（対象期間中に新たに取締役となった者を含む。）
- ② 取締役を退任していること
- ③ 一定の非違行為を原因として解任されたものでないこと
- ④ 下記（5）に定めるポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

※ ただし、下記（4）第1段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

※ 制度対象者である取締役が在任中に死亡した場合においても、死亡時まで付与されたポイント数に応じた数の当社株式等について、速やかに当該取締役の相続人が本信託から交付等を受けるものとします。

(4) 信託期間

平成27年9月1日(予定)から平成32年9月末日(予定)までの約5年間とします。ただし、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

また、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役に交付等が行われる当社株式等

信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度(以下「評価対象事業年度」という。)における業績目標等の達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役に、信託期間中の毎年、業績目標等の達成度に応じて、ポイント数の付与が行われ、取締役の退任時に付与されたポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

(6)本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託より交付等が行われる当社株式等に対応する当社株式の予定株数

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は100百万円(※)を上限といたします。

(※) 信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。本信託へ拠出する信託金の上限額は、現在の取締役の固定月額報酬及び賞与等の水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しております。

本株主総会では、取締役が本信託から交付等される当社株式等の1年当たりのポイント数の総数の上限を33,300ポイントとして承認決議を得る予定であります。かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、対象期間において、本信託が取得する株数(以下「取得株式数」という。)は、かかる1年当たりのポイント数の上限に信託期間の年数5を乗じた数に相当する株数(166,500株)を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しており、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社の取締役に對する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、その退任後に、退任時まで付与されていたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式について本信託から交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（上記（5）により当社の取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、取締役に対して給付されることとなります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標等の未達等により、信託期間終了時に剰余株式（※）が生じた場合は、株主還元策として、信託終了時または上記（4）第1段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しております。

（※）信託終了時に退任していない取締役に対して、その退任時に交付等を行うことが予定される株式を除きます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成27年9月1日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成27年9月1日（予定）～平成32年9月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成27年9月1日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 100百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

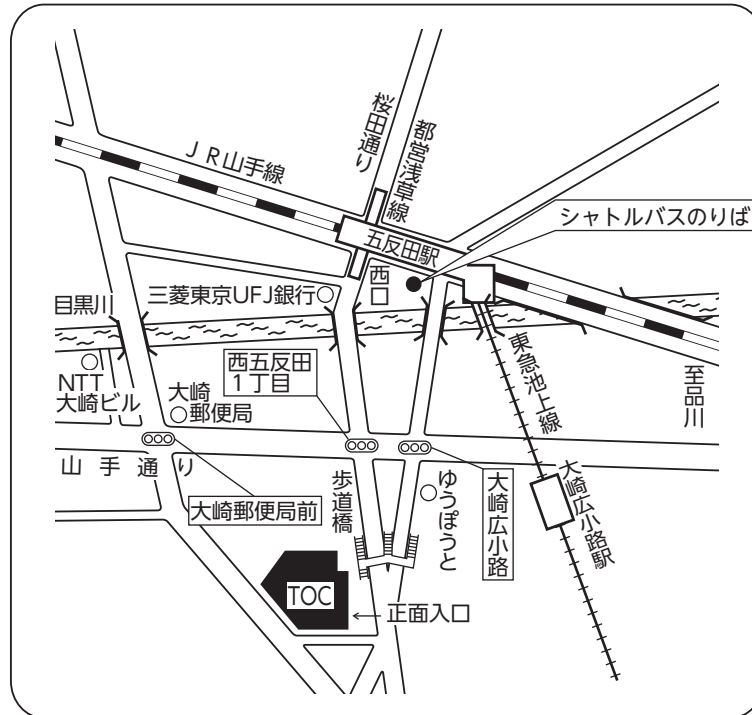
【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上

株主総会会場のご案内図

- 会場 東京都品川区西五反田七丁目22番17号
TOCビル 13階特別ホール
130・131・132号室



[交通]

- ・ JR山手線、都営浅草線、東急池上線五反田駅より…徒歩8分
 - 五反田駅→TOCビル行き 無料シャトルバス (西口 野村證券前)
- ・ 東急池上線大崎広小路駅より…徒歩5分